

Microsoft License Terms

最終更新日: 2022 年 10 月 21 日

マイクロソフトソフトウェアライセンス条項

MICROSOFT SQL SERVER 2022 DEVELOPER, EXPRESS, EVALUATION 版

本ライセンス条項は、お客様と Microsoft Corporation (または系列会社の中の 1 社) との契約を構成します。本ライセンス条項は、上記の本ソフトウェア、およびマイクロソフトのサービスまたはソフトウェア更新プログラムに適用されます (ただし、これらのサービスまたは更新プログラムに新しい条項または追加条項が付属している場合は、当該別途の条項が将来に向かって適用され、更新前のソフトウェアまたはサービスに関するお客様またはマイクロソフトの権利は変更されません)。本ライセンス条項を遵守することを条件として、お客様には以下の権利が許諾されます。本ライセンス条項に同意するか、本ソフトウェアを使用することにより、お客様は本契約の条項に同意されたものとし、本ライセンス条項に同意されない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。

重要な注意：以前のバージョンの SQL Server に対する自動更新。本ソフトウェアが SQL Server 2022 より前の SQL Server の、サポート対象のいずれかのエディション (またはそのいずれかのコンポーネント) を実行しているサーバーまたはデバイスにインストールされている場合、本ソフトウェアはそれらのエディション内の特定のファイルまたは機能を自動的に更新し、本ソフトウェアのファイルと置き換えます。この機能を解除することはできません。これらのファイルを削除すると、本ソフトウェアでエラーが発生し、また、元のファイルを復元できないことがあります。お客様は、かかるエディションを実行しているサーバーまたはデバイスに本ソフトウェアをインストールすることにより、当該サーバーまたはデバイスで実行されている SQL Server のすべてのエディションおよび複製 (そのすべてのコンポーネントを含みます) における、かかる自動更新に同意されたものとし、

1. インストールと使用権。

a. SQL Server Developer。

- i. 一般条項。お客様は、本ソフトウェアの複製を、第三者の共有デバイスを含む任意のデバイスにインストールして使用し、お客様のプログラムの設計、開

発、テスト、およびデモンストレーションを行うことができます。本ソフトウェアを運用環境で使用することはできません。

ii. デモンストレーション。お客様の内部ネットワークにアクセスできる方は、本ソフトウェア上でお客様のプログラムをデモンストレーションする目的のために、本ソフトウェアの複製をインストールして使用することができます。これらの複製は、他のいかなる目的にも使用することはできません。

iii. ユーザーによるテスト。お客様のエンドユーザーは、お客様のプログラムの検収試験を行うために本ソフトウェアにアクセスすることができます。

b. **SQL Server Express**。お客様は、本ソフトウェアの任意の数の複製を、第三者の共有デバイスを含む任意のデバイスにインストールして使用することができます。

c. **SQL Server Evaluation**。お客様はお客様のデバイスに、本ソフトウェアの任意の数の複製をインストールして使用することができます。本ソフトウェアは、デモンストレーションおよび内部での評価のためにのみ使用することができます。本ソフトウェアを運用環境で使用することはできません。

2. 追加のライセンス条件および追加の使用権。

a. **SQL Server Developer**

i. フォントコンポーネント。本ソフトウェアが動作している間は、そのフォントを使ってコンテンツの表示および印刷を行うことができます。ただし、以下の場合に限定されます。

- フォントの埋め込みに関する制限の下で許容される範囲でコンテンツにフォントを埋め込む。
- コンテンツを印刷できるようにするために、フォントをプリンターまたはその他の出力デバイスに一時的にダウンロードする。

- ii. 付属の **Microsoft** プログラム。本ソフトウェアには、独自の条件およびポリシーに基づいてライセンスおよびサポートされる他の **Microsoft** プログラムが含まれています。これらのプログラムは、お客様の便宜のためにのみ提供されるものであり、独自の条件とポリシーに基づいて使用許諾され、サポートされます。これらのプログラムは、本契約で使用許諾されるソフトウェアと併用する場合にのみ使用することができます。これらのプログラムの使用条件に同意されない場合、かかるプログラムを使用することはできません。

b. SQL Server Express

i. 再頒布可能コード。

- 使用および再頒布の権利。以下の条項を遵守することを条件に、お客様には以下が許諾されます。
 1. お客様は、本ソフトウェアのオブジェクトコード形式 (以下「再頒布可能コード」といいます) を複製して、お客様が開発するプログラムに含めて頒布することができます。
 2. 再頒布可能コードがお客様のプログラムの一部として使用されている場合、またはお客様のプログラムと連動している場合に限り、お客様は、再頒布可能コードのオブジェクトコードをお客様のプログラムと組み合わせて統合 Web ソリューションを開発することができ、オンラインメソッドを介した、第三者によるその統合 Web ソリューションへのアクセスおよび使用を許可することができます。
 3. お客様は、お客様のプログラムの頒布者に対して、そのプログラムの一部として再頒布可能コードの複製および頒布を許可することができます。

ii. 再頒布の条件。お客様は、お客様が頒布するあらゆる再頒布可能コードについて以下の条件に従わなければなりません。

- お客様のプログラムにおいて再頒布可能コードに重要かつ主要な機能を追加すること。
- ファイル名の拡張子が .lib である再頒布可能コードについては、かかる頒布可能コードを実行した結果を、お客様のプログラムとのリンカーを通してのみ頒布すること。
- セットアッププログラムに含まれる頒布可能コードを、改変することなくセットアッププログラムの一部としてのみ頒布すること。
- お客様のプログラムの頒布者および外部エンドユーザーに、本ライセンス条項と同等以上に再頒布可能コードを保護する条項に同意させること。

- お客様のプログラムにお客様名義の有効な著作権表示を行うこと。
- お客様のプログラムの頒布または使用に関する請求 (弁護士報酬を含みます) について、マイクロソフトを免責、防御、および補償すること。

ii. 再頒布の制限。以下の行為は禁止します。

- 再頒布可能コードにおける著作権、商標または特許の表示を改変すること。
- お客様のプログラムの名称の一部にマイクロソフトの商標を使用したり、お客様の製品がマイクロソフトから由来したものであるように、またはマイクロソフトが推奨するように見せかけること。
- 悪意のある、欺瞞的、あるいは違法なプログラムに再頒布可能コードを含めること。
- 再頒布可能コードの一部に除外ライセンスが適用されることになるような方法で再頒布可能コードのソースコードを改変または再頒布すること。「除外ライセンス」とは、使用、改変、または再頒布の条件として、コードがソースコード形式で公開もしくは頒布されていること、または第三者がコードを改変できることを要求するライセンスを指します。

iv. ホスティング。お客様は、以下の条項を遵守することを条件として、本ソフトウェアを商用ソフトウェアホスティングサービスで 사용할 ことができます。

- お客様がすべての責任を負うこと。お客様が商業的ホスティング目的で本ソフトウェアを使用する場合、お客様のエンドユーザーが本ソフトウェアを使用した場合に関係するすべての法的責任をお客様が負うものとします。
- 補償。お客様は、(1) お客様による本ソフトウェアの不適切なインストール、(2) お客様が持ち込んだソフトウェアウイルス、(3) お客様による本ライセンス条項の条件に対する違反、および (4) エンドユーザー (またはエンドユーザーにサービスを提供する第三者) による本ソフトウェアの任意の一部の不正なインストール、使用、アクセス、コピー、複製、または頒布、の結果として生じる請求について、マイクロソフトを防御、免責、および補償するものとします。
- リスクの高い状況での使用禁止。本ソフトウェアは、フォールトトレラントではなく、エラーが発生しないこと、または運用が中断されないことは保証されていません。お客様は、ソフトウェアの不具合により、いずれかの人の死亡もしくは重大な人身傷害、または重大な物理的損害もしくは環境被害につながる可能性がある用途もしくは状況において、または電子商取引 (インターネットまたはその他のコンピューターネットワークによる商品またはサービスの交換) (出荷、クレジットカード、金銭取引その他の銀行取引を含みます) において、本ソフトウェアを使用する権利を付与してはなりません。 (「リスクの高い状況での使用」)。リスクの高い状況での使用の例としては、航空機その他の輸送手段による人の大量輸送、核施設または化学施設、生命維持システム、インプラント医療機器、自動車、兵器システムなどが挙げられますが、これらに限定されません。高い危険性を伴う使用には、ソフトウェアの管理目的での使用、構成データを格納するための使用、エンジニアリングもしくは構成ツールの使用、または不具合があった場合に人の死亡もしくは傷害、または重大な物損もしくは環境破壊をもたらさない、その他の非制御アプリケーションの使用は含まれません。これらの非制御アプリケーションは、制御アプリケーションと通信することは可能ですが、直接または間接的に制御機能を担当するものであってはなりません。お客様は、高い危険性を伴う使用に関連してエンドユーザーによる本ソフトウェアの使

用から生じる第三者からの請求について、マイクロソフトを免責および補償することに同意するものとします。

- ライセンス要件の遵守。お客様は、(1) 本ソフトウェアにアクセスできる個人に、本ソフトウェアがマイクロソフトから使用許諾されていることを通知し、(2) 本ソフトウェアにアクセスできる個人を、本ライセンス条項の条件と同等以上に本ソフトウェアを保護する条件に拘束しなければなりません。お客様は、本ソフトウェアの不正な頒布、複製、使用、または海賊版作成を防止するために、商業上合理的な範囲で努力するものとします。

c. SQL Server Evaluation

- i. 付属の **Microsoft** プログラム。本ソフトウェアには、<https://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=2102146>に掲載されている他のマイクロソフト製プログラムも含まれています。これらのプログラムは、お客様の便宜のためにのみ提供されるものであり、独自の条件とポリシーに基づいて使用許諾され、サポートされます。これらのプログラムは、本契約で使用許諾されるソフトウェアと併用する場合にのみ使用することができます。これらのプログラムの使用条件に同意されない場合、かかるプログラムを使用することはできません。
- ii. **.NET Framework** ソフトウェア。**SQL Server Evaluation** には、**Microsoft .NET Framework** ソフトウェアが含まれる場合があります。このソフトウェアは **Windows** の一部です。**.NET Framework** ソフトウェアの使用には **Windows** のライセンス条項が適用されます。
- iii. 期限付きソフトウェア。**SQL Server Evaluation** は、インストールから **180** 日後に動作を停止します。その場合、それ以外の通知は表示されません。お客様は、本ソフトウェアが動作を停止した場合は本ソフトウェアで使用していたデータにアクセスできなくなる可能性があります。

iv. インターネットベースのサービス。マイクロソフトは、**SQL Server Evaluation** に関してインターネットベースのサービスを提供します。マイクロソフトは、いつでもそのサービスを変更または中止できるものとします。

v. **Microsoft .NET Framework** のベンチマークテスト。本ソフトウェアには、**.NET Framework** のコンポーネント (以下「**.NET コンポーネント**」) が含まれている場合があります。お客様は、これらのコンポーネントの内部ベンチマークテストを実施することができます。お客様は、go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=66406 に掲載されている条件に従うことによって、これらのコンポーネントのベンチマークテストの結果を開示できます。マイクロソフトと別途の合意がある場合でも、お客様が当該ベンチマークテストの結果を開示した場合、マイクロソフトは、go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=66406 に掲載されている条件と同じ条件に従うことによって、該当する **.NET** コンポーネントと競合するお客様の製品についてマイクロソフトが実施したベンチマークテストの結果を開示する権利を有します。

3. データ収集。本ソフトウェアは、お客様およびお客様による本ソフトウェアの使用に関する情報を収集し、その情報をマイクロソフトに送信することがあります。マイクロソフトは、サービスの提供ならびにマイクロソフトの製品およびサービスの向上を目的に、この情報を使用できます。お客様にこの収集を停止する権利がある場合は、製品付属の文書に記載されています。本ソフトウェアの一定の機能を使用すると、本ソフトウェアにアクセスする、または本ソフトウェアを使用するお客様のアプリケーションのユーザーからデータを収集できる場合があります。お客様は、この機能を使用してお客様のアプリケーションでデータ収集を行う場合、ユーザーから必要な同意を得る、データの使用、収集、および共有方法についてユーザーに正確に知らせるプライバシーポリシーを目につきやすい形で維持するなど、適用される法令を遵守しなければなりません。マイクロソフトによるデータの収集および使用の詳細については、製品付属の文書およびマイクロソフトのプライバシーに関する声明 (<https://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=521839>) を

ご参照ください。お客様は、マイクロソフトのプライバシーに関する声明の適用されるすべての条項 (SQL Server のプライバシー補遺: <http://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=868444>を含みます) に従うことに同意します。

4. 第三者のソフトウェア。本ソフトウェアには、本ライセンス条項または第三者独自の条項に基づいて、お客様にライセンスされる第三者のアプリケーションが含まれていることがあります。第三者のアプリケーションにライセンス条項、通知、および確認事項がある場合は、<http://aka.ms/thirdpartynotices>または付属の通知ファイルでご覧いただくことがあります。かかるアプリケーションに別途のライセンス条項が適用される場合でも、適用される法令により認められる範囲において、下記の免責ならびに損害に関する制限および除外は併せて適用されるものとします。

5. ベンチマークテスト。お客様は、マイクロソフトの事前の書面による許可がない場合、本ソフトウェアのベンチマークテストの結果を第三者に対して開示することはできません。

6. ライセンスの範囲。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。その他の権利はすべてマイクロソフトが留保します。適用法令によって上記の制限を超える権利が付与される場合を除き、お客様は以下を行うことはできません (権利がありません)。

- 特定の使用方法を求めるソフトウェアの技術的制限に従うこと。
- ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。
- 本ソフトウェアに含まれるマイクロソフトまたはそのサプライヤーによる通知を削除、最小化、ブロック、または変更すること。
- 法に反するような方法で、またはマルウェアを作成もしくは拡散するために本ソフトウェアを使用すること。

- 本契約の第2条b項i(「再頒布可能コード」)で許可されている場合を除き、本ソフトウェアを頒布すること。
- 本ライセンス条項で規定されている数以上の本ソフトウェアの複製を作成すること。ただし、適用される法令により認められている場合を除きます。
- 第三者が複製できるように本ソフトウェア(本ソフトウェアに含まれるアプリケーションプログラミングインターフェイスを含みます)を公開すること。
- 本ソフトウェアのデータマッピングサービス機能を使用して作成されたドキュメント、テキスト、または画像を共有またはその他の方法で頒布すること。
- 本ソフトウェアを共有、頒布、もしくはレンタルすること、本ソフトウェアを第三者が使用できるようにホスト型ソリューションとして提供すること(第2条b項iv「ホスティング」で許可される場合を除きます)、または本ソフトウェアもしくは本ライセンス条項を第三者に譲渡すること。
- マイクロソフトの事前の書面による承諾なく、本ソフトウェアについて Microsoft .NET Framework 以外のベンチマークテストの結果を第三者に開示すること(上記第5条「ベンチマークテスト」を参照)。

7. 更新。本ソフトウェアでは、更新プログラムが定期的に確認され、自動的にダウンロードおよびインストールされることがあります。更新プログラムは、マイクロソフトまたは認定ソースからのみ入手することができます。マイクロソフトは、更新プログラムを提供するためにお使いのシステムを更新する必要がある場合があります。追加通知なしで、この自動更新の受信に同意するものとします。更新プログラムでは、既存のソフトウェア機能、サービス、または周辺機器の一部が含まれていないか、サポートされていない場合があります。

8. プレビュー。お客様は、本ソフトウェアのプレビュー版、インサイダー版、ベータ版、またはその他のプレリリース版(以下、「プレビュー」といいます)をマイクロソフトが公開した場合、プレビューを使用することを選択できます。お客様は、本ソフトウェアの有効期限の満了日まで、お客様が本ライセンス条項のすべての条項を遵守する場合に限り、プレビューを使用することができます。プレビューは試験的なものであり、最終製品版とは実質的に動作が異なる場合

があります。本契約にこれと異なる規定があるとしても、プレビューは「現状有姿」で提供され、これらのバージョンには黙示的または明示的な保証 (限定的保証を含みます) は適用されません。デバイスにプレビューをインストールすることで、デバイスの保証が無効になるか、または保証が影響を受ける可能性があり、該当する場合、お客様は、ご自分のデバイスの製造業者またはネットワークオペレーターからサポートを受けられなくなることがあります。マイクロソフトは、これによってお客様に発生した損害について一切責任を負いません。マイクロソフトはプレビューのサポートサービスを提供しない場合があります。お客様は、マイクロソフトに対してプレビューに関するコメント、提案、またはその他のフィードバック (以下「提案」といいます) を提供する場合、方法や目的を問わず提案を使用する権利をマイクロソフトおよびそのパートナーに許諾するものとします。

9. ドキュメンテーション。お客様のコンピューターまたは内部ネットワークへの有効なアクセス権を有する者は、お客様の内部使用目的に限り、ドキュメンテーションを複製して使用することができます。

10. 輸出規制。お客様は、本ソフトウェアに適用されるすべての国内法および国際法 (輸出対象国、エンドユーザーおよびエンドユーザーによる使用に関する制限を含みます) を遵守しなければなりません。輸出規制の詳細については<http://aka.ms/exporting>をご参照ください。

11. サポートサービス。マイクロソフトは、本契約において、本ソフトウェアに関するサポートサービスを提供する義務を一切負いません。サポートは現状有姿のまま、瑕疵を問わない条件および何らの保証もない条件で提供されます。

12. 完全合意。本契約、およびマイクロソフトが提供する追加物、更新プログラムまたはサードパーティアプリケーションに関する他の条項は本ソフトウェアに関する完全合意です。

13. 準拠法および紛争解決の場所。お客様が本アプリケーションを米国またはカナダで入手した場合、本ライセンス条項の解釈、本ライセンス条項の違反に関する申し立て、およびその他すべての申し立て (消費者保護、不正競争、および不法行為に関するものを含みます) には、抵触法にかかわらず、お住まいの州または地域 (企業の場合は主たる業務地) の法律が適用されます。お客様が本ソフトウェアを他の国で入手した場合は、当該地域の法律を準拠法とします。米国連邦裁判所が管轄を有する場合、お客様およびマイクロソフトは、裁判所で取り扱われるいかなる紛争についても、ワシントン州キング郡の連邦裁判所が専属的管轄権を有し、同地を裁判地とすることに同意します。米国連邦裁判所が管轄を有しない場合、お客様およびマイクロソフトは、裁判所で取り扱われるいかなる紛争についても、ワシントン州キング郡の上位裁判所が専属的管轄権を有し、同地を裁判地とすることに同意します。

14. 消費者の権利、地域による差異。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域や国によっては、消費者としての権利を含め、その他の権利を有する場合があります。マイクロソフトとお客様との関係とは別に、お客様に本ソフトウェアを提供した当事者に関する権利を有する場合があります。本契約は、お客様の地域または国の法令が権利の変更を許容しない場合、それらのその他の権利を変更しないものとします。たとえば、お客様が本ソフトウェアを以下のいずれかの地域で取得した場合、または国の強制的な法令が適用される場合には、以下の規定がお客様に適用されます。

- i) オーストラリア。お客様は、オーストラリアの消費者法に基づく法定の保証を有します。また、本ライセンス条項のいかなる規定もそれらの権利に影響を及ぼすものではありません。
- j) カナダ。お客様が本ソフトウェアをカナダで入手された場合、自動更新機能をオフにする、お客様のデバイスをインターネットから切断する (ただし、インターネットに再接続すると、本ソフトウェアは更新プログラムの確認およびインストールを再開します)、または本ソフトウェアをアンインストールすることにより、更新プログラムを受け取ることを停止できます。製品付属の文書がある場合は、当該文書にお客様の特定のデバイスまたはソフトウェアの更新をオフにする方法が記載されていることもあります。
- k) ドイツおよびオーストリア。

- i. **保証。** 正規にライセンスを取得した本ソフトウェアは、本ソフトウェアに付属するマイクロソフトの資料の記載に実質的に従って動作します。ただし、マイクロソフトは、ライセンスを取得した本ソフトウェアに関して契約上の保証を一切行いません。
- ii. **責任の制限。** マイクロソフトは、故意による行動、重過失があった場合、および製造物責任法に基づく請求が申し立てられた場合、ならびに人の死亡もしくは人的傷害、または物理的傷害が発生した場合、制定法に従って責任を負います。

前掲条項 ii. に従って、マイクロソフトが当該の契約上の重大義務違反をした場合で、同義務が本契約の正当な履行の土台であり、同違反が本契約の目的、および一方の当事者が常に信頼しているであろう同義務の遵守 (いわゆる「基本的義務」) を危うくする場合にのみ、マイクロソフトは軽過失について責任を負うものとします。その他の軽過失については、マイクロソフトは責任を負いません。

15. あらゆる保証の免責。本ソフトウェアは「現状有姿」でライセンスが付与されるものとします。本ソフトウェアの使用によるリスクはお客様が負うものとします。マイクロソフトは、明示的な瑕疵担保責任、保証責任または条件を一切負いません。適用法令によって許可される範囲において、マイクロソフトは、商品性、特定目的に対する適合性、および非侵害を含む、黙示保証のすべてについて、責任を負いません。

16. 責任の制限および除外。上記の[保証の免責](#)にもかかわらず損害賠償を受ける正当な根拠がある場合、マイクロソフトおよびそのサプライヤーの責任は、**5.00** 米ドルを上限とする直接損害に限定されます。マイクロソフトは、派生的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、または付随的損害を含め、その他の損害について一切責任を負いません。

この制限は、(a) 本ソフトウェア、サービス、第三者のインターネットのサイト上のコンテンツ (コードを含みます) または第三者のアプリケーションに関連した事項、および (b) 契約違反、保証または条件違反、厳格責任、過失、もしくは不法行為等の請求、またはその他すべての請求 (いずれの場合も適用される法令により認められている範囲において) に適用されます。

この制限は、マイクロソフトがこのような損害の可能性を認識していたか、または認識しえた場合にも適用されます。また、州、地域または国によっては付随的損害、派生的損害等またはその他の損害に対する責任の除外または制限を認めていないことがあるため、上記の制限または除外がお客様に適用されない場合があります。